

議員倫理委員会

大田原市議会議員倫理条例第4条の規定に基づき4名の市議会議員から提出された審査請求について、審査結果報告がありましたのでその内容についてお知らせいたします。

◎審査請求の概要

■請求日

令和6年6月27日

■請求者

中川雅之 議員 (請求代表者)

岡野忠 議員

津守那音 議員

藤田善幸 議員

■第3条の倫理規準に違反する疑いがあると認められる議員の氏名

齋藤藤男 議員

■審査請求の対象となる事由の該当条項

条例第3条第6号該当

■審査請求の対象となる内容

子の学校健診の結果について、不明な点があったため、令和6年5月28日に担当の学校医に対し、内容について説明を求めた際、説明に納得できず、「医者をやめてしまえ」と暴言を吐いた。

その後、医師は学校医を辞任し、後任が決まらない状態となっている。

また、新聞等による報道で関係各方面に多大な迷惑をかけているなど、齋藤議員の不適切な発言は、議員の品位と名誉を害し、市民の信頼を著しく損なう行為と言わざるを得ない。

◎議員倫理委員会の概要

■委員会の開催状況

第1回 令和6年6月28日 (金曜日)

第2回 令和6年7月11日 (木曜日)

第3回 令和6年7月16日 (火曜日)

第4回 令和6年7月23日 (火曜日)

第5回 令和6年8月7日 (水曜日)

■委員会の構成

委員長 君島孝明 議員

副委員長 大豆生田春美 議員

委員 伊賀純 議員 前田則隆 議員 深澤正夫 議員

大塚正義 議員 櫻井潤一郎 議員 引地達雄 議員

■審査の結果

議員倫理条例第3条第6号に違反していると認定し、問責決議が相当と決定。

■問責決議の概要

議員倫理委員会の審査結果報告を受け、令和6年第3回市議会定例会（9月議会）第1日目の9月2日に、議員案第4号として「齋藤藤男議員に対する問責決議」が提出され、全会一致で可決されました。